

令和3年(2021年) 6月10日

記者会見資料

女性・子ども課

## 出生児臨時特別給付金給付事業について

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症が終息しない状況を鑑み、今年度中に誕生した赤ちゃんに対し、誕生を祝うとともに子育てに係る生活支援を目的として給付金を支給するもの。

## 2 事業内容

## (1) 支給対象者

令和3年(2021年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日の間に生まれ、次のいずれかに該当する者

ア 要綱告示予定日時点で市の住民基本台帳に記録されている者(ただし、転入者においては、他の市区町村において本給付と同様の趣旨の給付金を受給している者は除く。)

イ 要綱告示予定日の翌日以降に出生を事由に市の住民基本台帳に記録される者

## (2) 対象人数

約1,000人

## (3) 支給額

1人当たり 10万円

## 3 予算措置

出生児臨時特別給付金給付事業 100,030千円

うち 国庫補助金 60,540千円